

小野市告示第104号

小野市ひょうご新ICサービス整備補助金交付要綱を別紙のように定める。

令和8年5月13日

小野市長 蓬 萊 務

小野市ひょうご新 I C サービス整備補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、予算の範囲内において、乗合バス事業者（道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 4 条の許可により運行する乗合バス事業者をいう。以下同じ。）が実施する新 I C サービスの整備に要する費用の一部を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業)

第 2 条 この要綱による補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、乗合バス事業者が令和 8 年度中に実施する次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 共通サーバ整備事業（新交通系 I C 共通プラットフォーム整備事業）
- (2) 車載器整備事業（キャッシュレス決済等導入支援事業）

2 この要綱による補助金の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）、補助金の額等に関しては、別表に掲げるとおりとする。

(交付申請)

第 3 条 この要綱による補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、小野市ひょうご新 I C サービス整備補助金交付申請書（様式第 1 号）に、次の書類を添えて、市長が指定する期日までに申請しなければならない。

- (1) 事業実施計画書
- (2) 補助事業所要（精算）額計算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 補助対象事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、この補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助事業の対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、小野市ひょうご新 I C サービス整備補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請を行った補助対象事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定に際して、必要な条件を付することができる。
(補助事業の変更等)

第5条 前条第1項の交付決定の通知を受けた事業者(以下「補助事業者」という。)は、次に掲げる変更、中止又は廃止を行おうとする場合は、あらかじめ、小野市ひょうご新 I C サービス整備補助金変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)に、必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 補助事業の中止又は廃止

(2) 補助事業に要する経費の配分の変更(補助金の増額を伴わない経費配分の変更を除く。)

(3) 前条第1項の規定により通知された金額(以下「交付決定額」という。)の変更

(4) 前号に掲げる変更のほか、補助事業の内容の変更(軽微な事業内容の変更を除く。)

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により当該申請事項が適当であると認めるときは、その旨を小野市ひょうご新 I C サービス整備補助金変更(中止・廃止)承認決定通知書(様式第4号)により当該申請を行った補助事業者に通知するものとする。

3 前条第2項の規定は、前項の通知をする場合について準用する。
(補助事業の遂行状況報告等)

第6条 補助事業者は、市長から補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、市長が別に定めるところにより当該報告をしなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業完了日から30日を経過した日又は第4条第1項に定める交付決定に係る市の会計年度が終了する日のいずれか早い日までに、小野市ひょうご新ICサービス整備実績報告書（様式第5号）に、次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業所要（精算）額計算書
- (2) 補助対象経費を支払ったことを証する領収書等の写し（支払いの日付及び内容が確認できるもの）
- (3) その他市長が必要と認める書類
（是正命令等）

第8条 市長は、補助事業の完了に係る前条の実績報告があった場合において、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該内容等に適合させるための措置を執るべきことを補助事業者に命ずることができる。

2 前項の規定は、第6条第1項の報告があった場合に準用する。

3 補助事業者は、第1項の措置が完了したときは、前条の規定により実績報告をしなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、補助事業の完了に係る第7条及び前条第3項の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、小野市ひょうご新ICサービス整備補助金確定通知書（様式第6号。以下「補助金確定通知書」という。）により補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により確定した補助金の額が、交付決定額（第5条第2項の規定に基づき変更承認した場合にあっては、同条の規定により通知した額をいう。）と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができるものとする。

（補助金の請求）

第10条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、前条の規定による補助金の額の確定後、小野市ひょうご新ICサービス整備補助金請求書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添付し市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金確定通知書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定に基づき、補助事業者から請求があったときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 当該補助事業に係る要綱又はその他関連する法令の規定に違反したとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (5) その他市長において補助することが不相当と認める事由が生じたとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、その旨を小野市ひょうご新ICサービス整備補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、小野市ひょうご新ICサービス整備補助金返還命令書（様式第9号）によりその返還を命じるものとする。

2 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の期限を延長することができる。

(加算金及び遅延利息)

第13条 補助事業者は、前条第1項の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 補助事業者は、前条第1項の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の

日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を市に納付しなければならない。

(関係書類の整理保存)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

(財産の処分の制限)

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を別に定める処分制限期間内に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供する場合において、その取得価格又は効用の増加価格が50万円以上であるときは、市長の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、前項の承認の対象となる財産に係る台帳を備え、その処分制限期間の間、保存しておかなければならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

2 市長及び補助事業者は、補助金の交付等に関して国又は県から指示がある場合は、その指示に従わなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(手続の特例)

2 この要綱第4条の規定による補助金の交付決定に関し必要な手続その他の行為は、施行の前日においても、この要綱の規定の例により行うことができる。

別表（第2条関係）

(1) 共通サーバ整備事業（新交通系IC共通プラットフォーム整備事業）

区分	内容
補助対象事業者	共通サーバを整備するものとして「ひょうご新ICサービス整備協議会（以下「協議会」という。）」において、代表事業者の指名を受けた乗合バス事業者
補助の対象となる経費	交通系ICカードの共通サーバ整備に係る費用に協議会が定める市町負担割合を乗じた額
補助率	2分の1
補助金の額	予算の範囲内の額

(2) 車載器整備事業（キャッシュレス決済等導入支援事業）

区分	内容
補助対象事業者	小野市内を運行する乗合バス事業者（公営バス、コミュニティバス、観光（貸切）バス、高速バスは除く。）
補助の対象となる経費	交通系ICカードを活用したキャッシュレス決済の新規導入・A B T方式の実施に必要な改修に要する経費から補助事業者が収受する国庫支出金を除いた金額に協議会が定める市町負担割合を乗じた額
補助率	4分の1
補助金の額	協議会で定められた額を控除した額。ただし、予算の範囲内の額とする。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

小野市長 様

交付申請者 所在地
名称
代表者職・氏名
電話
電子メール

小野市ひょうご新ICサービス整備補助金交付申請書

小野市ひょうご新ICサービス整備補助金の交付を受けたいので、小野市ひょうご新ICサービス整備補助金交付要綱第3条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 交付を受けようとする補助金の額

補助事業の名称	補助金交付申請額
共通サーバ整備事業	円
車載器整備事業	円
合 計	円

2 事業の着工予定年月日及び完了予定年月日

補助事業の名称	着工予定年月日	完了予定年月日
共通サーバ整備事業	年 月 日	年 月 日
車載器整備事業	年 月 日	年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業実施計画書
- (2) 補助事業所要（精算）額計算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

小野市長



小野市ひょうご新 I C サービス整備補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった小野市ひょうご新 I C サービス整備補助金交付申請については、小野市ひょうご新 I C サービス整備補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1 補助事業の名称・補助金交付決定額

補助事業の名称	補助金交付決定額
共通サーバ整備事業	円
車載器整備事業	円
合 計	円

2 補助金交付の要件

- (1) 補助金は、指定された業務以外に流用してはならない。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき、又は中止するときは、承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期日までに完了し難くなった場合又はこの補助事業の遂行が困難となった場合においては、理由を付して速やかに報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業実績報告書は、補助事業の完了後又は中止の承認を受けた後、速やかに提出しなければならない。
- (5) 小野市ひょうご新 I C サービス整備補助金交付要綱に違反した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、既に交付してある補助金の返還を命ずることがある。

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

小野市長 様

事業者名 所在地
名 称
代表者職・氏名
電 話
電子メール

**小野市ひょうご新 I C サービス整備補助金変更（中止・廃止）
承認申請書**

小野市ひょうご新 I C サービス整備補助金交付要綱第5条の規定により、補助事業の内容を変更し補助金を変更（中止・廃止）の承認をされるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の名称・補助金交付決定金額・補助金変更交付申請額

補助事業の名称	補助金交付決定額	補助金変更交付申請額
共通サーバ整備事業	円	円
車載器整備事業	円	円
合 計	円	円

2 変更（中止・廃止）を必要とする理由

3 添付書類

第 号
年 月 日

様

小野市長



**小野市ひょうご新 I C サービス整備補助金変更（中止・廃止）
承認決定通知書**

年 月 日付で申請のあった小野市ひょうご新 I C サービス整備補助金変更承認申請については、小野市ひょうご新 I C サービス整備補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり変更承認することに決定しましたので通知します。

記

1 補助事業の名称・補助金交付決定額

補助事業の名称	補助金交付決定額	補助金変更承認決定額
共通サーバ整備事業	円	円
車載器整備事業	円	円
合 計	円	円

2 補助金交付の要件

- (1) 補助金は、指定された業務以外に流用してはならない。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき、又は中止するときは、承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期日までに完了し難くなった場合又はこの補助事業の遂行が困難となった場合においては、理由を付して速やかに報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業実績報告書は、補助事業の完了後又は中止の承認を受けた後、速やかに提出しなければならない。
- (5) 小野市ひょうご新 I C サービス整備補助金交付要綱に違反した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、既に交付してある補助金の返還を命ずることがある。

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

小野市長 様

事業者名 所在地
名称
代表者職・氏名
電話
電子メール

小野市ひょうご新ＩＣサービス整備実績報告書

年 月 日付小政第 号で交付決定通知のありました
小野市ひょうご新ＩＣサービス整備補助金について、小野市ひょうご新ＩＣ
サービス整備補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり事業の実績
を報告します。

記

- 1 ひょうご新ＩＣサービス整備補助事業の完了年月日
- 2 ひょうご新ＩＣサービス整備補助事業の内容
- 3 補助対象経費

様式第6号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

小野市長



小野市ひょうご新 I C サービス整備補助金確定通知書

年 月 日付で実績報告があった小野市ひょうご新 I C サービス整備については、小野市ひょうご新 I C サービス整備補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり補助金を確定しましたので通知します。

記

1 補助金の確定額

補助事業の名称	補助金確定額
共通サーバ整備事業	円
車載器整備事業	円
合 計	円

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

小野市長 様

事業者名 所在地
名称
代表者職・氏名
電話
電子メール

印

小野市ひょうご新ICサービス整備補助金請求書

下記のとおり、小野市ひょうご新ICサービス整備について、小野市ひょうご新ICサービス整備補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり補助金を請求します。

記

1 補助金請求額

_____ 円

(内訳)

補助事業の名称	共通サーバ 整備事業	車載器整備事業	計
補助金交付決定額	円	円	円
補助金確定額	円	円	円
既受領額	円	円	円
今回請求額	円	円	円

2 振込先

- (1) 取扱銀行名・支店名
- (2) 口座種別
- (3) 口座番号
- (4) 口座名義人（フリガナ）

様式第8号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

小野市長



小野市ひょうご新ICサービス整備補助金交付決定取消通知書

年 月 日付小政第 号により交付決定をした小野市ひょうご新ICサービス整備補助金については、下記の理由により、交付の決定の（全部・一部）を取り消します。

記

1 取消の理由

2 取消額

_____円

(内訳)

補助事業の名称	補助金確定額	補助金取消額
共通サーバ整備事業	円	円
車載器整備事業	円	円
合 計	円	円

様式第9号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

小野市長



小野市ひょうご新ICサービス整備補助金返還命令書

年 月 日付小政第 号により取消通知をした小野市ひょうご新ICサービス整備補助金については、下記のとおり返還を命じます。

記

1 返還額

_____ 円

(内訳)

補助事業の名称	補助金確定額	補助金取消額
共通サーバ整備事業	円	円
車載器整備事業	円	円
合 計	円	円

2 返還期日

_____ 年 月 日